

【シンガポール】ケアシールドライフ・長期介護法

海外立法情報課 日野 智豪

* 2019 年 9 月 23 日、超高齢化社会に備えるため、ケアシールドライフ・長期介護法が成立した。この法律により、30 歳以上の国民と永住権取得者に長期介護保険加入が義務付けられる。

1 背景・経緯

シンガポール政府は、高齢者対策において、第一にその家族が役割を果たし、それが十分に機能しない場合には、コミュニティの中で解決を図り、最後に国家が支援するという政策を採っている¹。1995 年に制定された両親扶養法²においては、子供は、60 歳以上の自活することのできない親の扶養義務を負うと規定している（第 3 条）。

しかし、高齢化の急速な進展に伴い、2002 年にシンガポール政府は、日常生活上の 6 つの動作（入浴、着替え、食事、排泄、移動、ベッドからの起き上がり）のうち 3 つ以上ができなくなった者を給付対象とした基本的な長期介護保険制度「エルダーシールド」を導入した。エルダーシールドは、民間保険会社によって管理され、40 歳以上の国民及び永住権取得者が 65 歳になるまで介護保険料を納付する制度で、自発的な脱退が認められる。給付対象となった場合、2007 年 8 月以前の加入者には、毎月 300 シンガポールドル³が最長 5 年間、2007 年 9 月以降の加入者には、毎月 400 シンガポールドルが最長 6 年間、現金で支給される⁴。

2019 年 8 月 6 日、給付金額を引き上げ、給付期限を設けない制度改革のための法案が、シンガポール議会に提出され、同年 9 月 2 日に可決された。同月 23 日、大統領の署名を経て、ケアシールドライフ・長期介護法⁵として成立し、10 月 10 日に公布された。

「ケアシールドライフ」は、エルダーシールドを強化する新しい制度で、政府によって管理され、30 歳以上の国民及び永住権取得者が被保険者となり、1980 年以降に出生した者は、加入を強制される。保険料の納付は、67 歳までである。給付条件は、エルダーシールドと同様だが、給付対象となる状態である限り、生涯を通じて毎月 600 シンガポールドルが現金で支給される。なお、支給金額は、当面、毎年 2% ずつ増額するとされている⁶。

2 法律の構成と概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 1 月 14 日である。

¹ 崔仙姫「第 7 章 シンガポール—変化する介護サービスの担い手」金成垣ほか編『アジアにおける高齢者の生活保障 持続可能な福祉社会を求めて』明石書店、2017、pp.133-161。

² Maintenance of Parents Act 1995 (No.35 of 1995) <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/35-1995/Published/19960430?DocDate=19951124>>

³ 1 シンガポールドルは約 80 円（令和 2 年 1 月分報告省令レート）。

⁴ “About ElderShield,” Ministry of Health Singapore website <<https://www.moh.gov.sg/careshieldlife/about-eldershield>>
なお、エルダーシールド導入時に適用除外であった者（1932 年 9 月 30 日以前出生等）で身体機能の低下に伴う要介護状態に陥った国民には、別の支援プログラム（Interim Disability Assistance Programme for the Elderly: IDAP E）により、収入に応じた現金給付が行われる。“Interim Disability Assistance Programme for the Elderly,” Ministry of Health Singapore website <<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/interim-disability-assistance-programme-for-the-elderly>>

⁵ CareShield Life and Long-Term Care Act 2019 (No.26 of 2019)（正式名称:An Act to establish and provide for the CareShield Life Scheme and other measures to provide for long-term care financing support for severely disabled persons, and to make consequential and related amendments to certain other Acts.）<<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/26-2019/Published/20191010?DocDate=20191010>>

⁶ “About CareShield Life,” Ministry of Health Singapore website <<https://www.moh.gov.sg/careshieldlife/about-careshield-life>>

(1) ケアシールドライフ・長期介護法の構成

この法律は、第1章：序文（第1条～第4条）、第2章：ケアシールドライフ制度（第5条～第7条）、第3章：エルダーシールド制度（第8条～第11条）、第4章：給付金（第12条～第13条）、第5章：保険料（第14条～第15条）、第6章：請求及び支給（第16条～第21条）、第7章：保険料未払及び過払の回復（第22条～第30条）、第8章：制限された情報の取扱い（第31条～第34条）、第9章：ケアシールドライフ・エルダーシールド保険基金及びケアシールドライフ評議会（第35条～第37条）、第10章：長期介護支援基金（第38条～第45条）、第11章：執行（第46条～第56条）、第12章：雑則（第57条～第64条）、第13章：付随する法改正（第65条～第68条）の全13章68か条及び附則から成る。

(2) ケアシールドライフ制度（第2章）及びエルダーシールド制度（第3章）

ケアシールドライフとは、被保険者が保険加入期間中に身体機能の低下に伴う要介護状態に陥った場合、被保険者に対して給付金を支給する制度である（第5条）。この制度は、1980年1月1日以降に出生し、30歳以上のシンガポール国民又は永住権取得者であり、ケアシールドライフ制度に加入する時点で、身体が十分機能している者に適用される（第6条）⁷。

エルダーシールドは、保健大臣によって決定された移管日に政府に移管される（第8条）⁸。

(3) 給付金（第4章）

①被保険者の身体機能が著しく低下している場合、かつ②被保険者又は代理人（家族）によって請求が行われた場合、被保険者は、規定された金額の給付を受ける権利を有する（第12条）。なお、ケアシールドライフ又はエルダーシールドに基づく被保険者の権利及び給付金を譲渡することはできない（第13条）。

(4) ケアシールドライフ・エルダーシールド保険基金及びケアシールドライフ評議会（第9章）

ケアシールドライフ制度及びエルダーシールド制度の適切な運営を確保するために、ケアシールドライフ・エルダーシールド保険基金（CareShield Life and ElderShield Insurance Fund）が設立される。この基金の資本は、ケアシールドライフ制度の下で納付された保険料、移管日以降に納付されるエルダーシールド制度に基づく保険料、政府補助金、個人寄付金、投資収益、政府に移管される現在のエルダーシールド制度に基づく全ての資金等で構成される（第35条）。

また、保健大臣は、ケアシールドライフ評議会（CareShield Life Council）を設立する。この評議会は、制度がシンガポール国民及び永住権取得者を持続可能な方法で保護するために、保険料及び給付金について検討し、勧告を行う（第37条）。

(5) 長期介護支援基金（第10章）

シンガポール政府は、長期介護支援基金（Long-Term Care Support Fund）を設立する。この基金の資本は、成文法により当該基金に支払が許可された全ての資金、成文法により当該基金に割り当てられた国家の収益、シンガポール政府に対する個人寄付金、成文法により認められた投資収益等で構成される（第38条）。

⁷ 1979年以前に生まれた者は、ケアシールドライフ制度を強制されない。既にエルダーシールドの被保険者である1970年から1979年までに生まれた者は、身体が十分機能している場合、ケアシールドライフ制度に自動登録されるが、2023年末までは、脱退することができる。Janice Lim, “Explainer: Why a 30-Year-Old Singaporean Should Care About CareShield Life, a Policy for Old-Age Disability,” Sep. 3, 2019. <<https://www.todayonline.com/singapore/explainer-why-30-year-old-singaporean-should-care-about-careshield-life-policy-old-age>>

⁸ 現在、民間保険会社3社がサービスを提供しているエルダーシールド保険の契約者数は、130万人である。制度の政府管理は、2021年に開始される。“Government to Administer EldersShield from 2021,” Jan. 7, 2019. Ministry of Health Singapore website <<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/government-to-administer-eldersshield-from-2021>>